

地域警察の運営に関する訓令を次のように定める。

平成元年7月25日

岐阜県警察本部長 遠藤 豊孝

地域警察の運営に関する訓令

外勤警察の運営に関する訓令（昭和44年岐阜県警察訓令第24号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 地域警察官の運用（第7条－第18条）
- 第3章 幹部等の職務（第19条－第23条）
- 第4章 指導監督及び指導教養（第24条－第26条）
- 第5章 地域警察活動等（第27条－第46条）
- 第6章 補足（第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「地域警察勤務」とは、規則第5条に規定する地域警察勤務（同条第1項第6号及び第7号の地域警察勤務を除く。）のほか、地域警察に係る指揮監督、企画調査等の事務に従事する勤務をいう。

2 この訓令において「地域警察官」とは、地域警察勤務に従事する警察官をいう。

3 この訓令において「地域警察幹部」とは、地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある者をいう。

（活動単位及び立地条件等に応じた勤務方法）

第3条 地域警察の活動単位は、交番、駐在所及び警ら用無線自動車とする。

2 各活動単位においては、地域部通信指令課及び警察署通信室（以下「通信指令課等」という。）並びに警察用航空機の機能を活用し、相互に連携して地域警察勤務を行い、規則第2条の任務を達成するものとする。

3 警察署長（以下「署長」という。）は、立地条件等から差し支えないと認める場合は、規則第5条第1項第1号の規定にかかわらず、署所在地交番における勤務方法を在所、警ら及び巡回連絡とすることができるものとする。

- 4 署長は、立地条件等から必要かつ効果的と認める場合は、規則第5条第1項第2号に規定する駐在所における勤務方法に加え、立番及び見張を行わせることができる。
- 5 署長は、所管区及び受持区の面積、人家の連たん状況等から、効果的であると認める交番、駐在所については、警らと巡回連絡を合わせて行わせることができる。
- 6 署長は、施設の状況等から見張のみでは十分に効果を上げることができないと認める交番については、見張に替えて立番をする勤務方法として、立番（見張）を行わせることができる。

（合議）

第4条 警察本部の課長、隊長及び所長は、地域警察活動に相当の影響を及ぼす教養訓練、取締り等を計画する場合は、地域部地域課長にあらかじめ合議するものとする。

- 2 警察署の地域警察幹部以外の幹部は、警察署の地域警察活動に相当の影響を及ぼす教養訓練、取締り等を計画する場合は、警察署の地域官、地域課長又は地域係長（以下「本署の地域警察幹部」という。）にあらかじめ合議するものとする。

（地域警察官の配置の変更）

第5条 署長は、地域警察官の配置に重要な変更を加えようとする場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けるものとする。

（警ら用無線自動車の塗装及び表示）

第6条 警ら用無線自動車の塗装は、車体上部を白色、下部を黒色とし、車体中央部及びトランク蓋表面の車体後部に近い位置に「岐阜県警察」と黒字で表示するとともに、車両屋根部分に当該車両の識別を容易にする標識を表示するものとする。

- 2 前項の規定によらない標識又は標章を表示しようとするときは、所属長が総務室長、警務部長及び地域部長と協議の上で行うものとする。この場合において、所属長は当該標識又は標章の表示について必要に応じて細目的事項を別に定めることとする。

第2章 地域警察官の運用

第1節 勤務

（勤務制の指定等）

第7条 地域警察官の勤務制は、各勤務種別の特性に応じ、岐阜県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年岐阜県警察訓令第10号）に定める勤務制の中から、所属長が指定するものとする。

- 2 駐在所勤務の地域警察官は、当該駐在所に勤務するものとし、前項の場合において、その勤務制は、原則として、日勤制毎日勤務を指定するものとする。

（夜警らの指定）

第8条 署長は、日勤制毎日勤務の地域警察官について、夜間における警らのための時間を1週間につき4時間以上割り振るものとする。

（勤務種別及び勤務方法ごとの勤務時間の基準）

第9条 勤務種別及び勤務方法ごとの勤務時間の基準は、別表「勤務時間の基準」に定

めるとおりとする。

(勤務基準の策定に当たっての留意事項等)

第10条 署長は、規則第11条第2項に規定する勤務基準を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 交番及び複数駐在所については、来訪者が多いと予想される時間帯において、立番、見張、又は在所の勤務に従事する地域警察官を確保すること。
- (2) 巡回連絡を確保するための勤務時間を確保すること。
- (3) 夜間における警戒力その他管内の警戒力に間隙を生じさせないこと。
- (4) 立番及び見張の勤務時間は、交通の位置、人の往来その他の交通の状況等から、その効果の高いと認められる時間帯に割り振ること。

2 署長は、所管区等の状況の変化に対応するため、定期的に勤務基準を見直すものとする。

第2節 運用

(月間活動計画)

第11条 所属長は、地域警察活動を計画的に行うため、次に掲げる事項について、月間活動計画を定めるものとする。

- (1) 活動の重点
- (2) 当番日ごとの勤務人員
- (3) その他活動に必要な事項

(当番日の活動重点の指示等)

第12条 地域警察幹部は、勤務交替に当たり、当務日における活動の重点及び方法その他必要な事項の指示、点検等を行うものとする。

(統合運用)

第13条 署長は、地域警察活動の効率的な運用を図るため、必要があると認める場合は、本部長の承認を得て、隣接する交番又は駐在所の所管区を結合した区域（以下「ブロック」という。）において当該ブロックで勤務する地域警察官を統合的に運用することができる。この場合において、署長は、当該ブロック内で勤務する地域警察官の活動を統括する統括責任者を指定するものとする。

2 署長は、前項の場合において、必要があると認めるときには、地域警察官を当該ブロックの拠点となる交番に集中して運用することができるものとする。

(臨時派出所の設置)

第14条 署長は、次に掲げる地域について地域警察活動を強化する必要がある場合は、本部長の承認を得て、臨時派出所を設置することができる。

- (1) 住宅団地等の建設により、人口が急増し、将来交番又は駐在所の設置が予定される地域
- (2) 行楽客、観光客等が一時的に集中する地域

- (3) その他治安情勢の変化により、一時的に特別な警戒警備を必要とする地域
(勤務変更)

第15条 規則第11条第4項の規定により、地域警察官が勤務変更を行った場合は、当該地域警察官は、必要な措置をとった後、速やかにその経過を直属の地域警察幹部に報告するものとする。この場合において、本署以外の勤務場所に配置された地域警察幹部が当該報告を受けたときは、当該地域警察幹部は、本署の直属の地域警察幹部にその旨を報告するものとする。

- 2 規則第11条第4項に規定する場合のほか、地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては効果的な地域警察活動を行うことができないと認める場合は、その旨を直属の地域警察幹部に申し出て、勤務変更の指示を受けなければならない。この場合において、本署以外の勤務場所に配置された地域警察幹部が勤務変更の指示を行ったときは、当該地域警察幹部は、本署の直属の地域警察幹部にその旨を報告するものとする。

(特別勤務)

第16条 署長は、規則第11条第3項に規定する勤務変更により、地域警察官を規則第5条第2項に規定する特別な活動を行う勤務（以下「特別勤務」という。）に従事させることができる。

- 2 署長は、地域警察官を特別勤務に従事させるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 地域警察官を相当長時間にわたり特別勤務に従事させる場合は、これに伴う通常基本勤務の削減による地域警察活動への影響を最小限にすること。
 - (2) 特別勤務を通じて行う地域警察活動と関係する他の警察部門の活動との連携を確保すること。

(転用勤務)

第17条 署長は、人員の不足その他警察の総合的、効率的な運用の観点から必要やむを得ないと認める場合のほか、地域警察官を看守、護送、宿直等の地域警察活動以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

- 2 署長は、地域警察官を10日以上転用勤務に従事させようとする場合は、本部長の承認を受けるものとする。

(勤務交替)

第18条 勤務交替は、原則として、勤務場所において勤務員が面接し、必要事項の引継ぎを行うものとする。

第3章 幹部等の職務

(本署の地域警察幹部の職務)

第19条 本署の地域警察幹部は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域警察に関する企画及び運用
- (2) 地域警察官の指揮監督及び指導教養

- (3) 事件、事故等の発生時における初動的な措置及び指揮
- (4) 当務日における活動の重点の調整
- (5) 各課（係）との連絡調整

（統括責任者及び交番所長）

第20条 交番に交番所長を置き、地域警察幹部をもって充てる。

2 統括責任者は当該ブロックにおいて、交番所長は当該交番において、次に掲げる職務を行うほか、原則として、受持区を担当するものとする。

- (1) 当該ブロック又は交番内の地域警察官の指揮監督及び指導教養
- (2) 事件、事故等の処理及びその指揮
- (3) 当該ブロック又は交番内勤務員の当務日における活動の重点の指示及び調整
- (4) 本署の地域警察幹部並びに他の統括責任者及び交番所長との連絡調整
- (5) 各課（係）との連絡調整
- (6) 当該ブロック又は交番の所管区内における各種会合、行事等への出席及び関係機関、団体等との連絡調整
- (7) その他署長の定める事項

3 署長は、必要に応じて副統括責任者を置き、統括責任者の職務を補助させるものとする。

（班長）

第21条 署長は、当務日の班の地域警察官が相当数勤務する交番に、当務日の班ごとに班長を置くものとする。

2 班長は、原則として、地域警察幹部のうち上位の階級にある者又は先任者をもって充てるものとする。

3 班長は、率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務場所を同じくする勤務員（以下この条において「相勤員」という。）の指揮監督及び指導教養
- (2) 相勤員相互間の意思の疎通、融和及び協調を図ること。
- (3) 勤務交替時の引継ぎの適正を図ること。
- (4) 相勤員の勤務及び事務処理の調整
- (5) 交番の施設、装備資器材、書類等の保守管理

（車長）

第22条 規則第23条第1項に規定する自動車警ら班及び自動車警ら隊については、警ら用無線自動車の活動を一体として効率的に行わせるため、当務日ごとに車長を置き、地域警察幹部のうち上位の階級にある者又は先任者をもって充てるものとする。

2 車長の職務については、前条第3項を準用する。

（地域警察幹部以外の幹部の職務）

第23条 地域警察幹部以外の幹部は、地域警察官に対し、その所掌事務のうち地域警察

活動に必要なものについて、指導教養を行うことができる。

第4章 指揮監督及び指導教養

(会議)

第24条 署長は、毎月1回以上幹部会議を開き、地域警察の運営について、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 月間活動計画及び巡視計画の策定
- (2) 各課(係)相互間の業務の連絡及び調整
- (3) その他地域警察活動に必要な事項

2 署長は、地域警察活動の効率化を図るため、随時、地域警察幹部会議、統括責任者・交番所長会議等を開催するものとする。

(巡視)

第25条 本署の地域警察幹部及び他係の幹部は、前条第1項第1号に規定する巡視計画により、交番等の巡視を行い、その結果を署長に報告するものとする。

(活動の評価)

第26条 地域警察官の活動の評価に当たっては、地域警察官が行うべき活動の重点に照らして、その努力度及び達成度を実質的かつ総合的に評価するものとする。

第5章 地域警察活動等

第1節 通則

(事件等の処理範囲)

第27条 規則第3条第2項に規定する地域警察官の事件等の処理範囲の基準は、別に定める。

(制服勤務の例外)

第28条 所属長は、必要があると認める場合には、地域警察官を私服又は活動に適した服装で勤務させることができる。

(勤務要領)

第29条 地域警察官は、規則第11条第2項に規定する勤務基準に従い、勤務しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第15条の規定により勤務の変更をする場合
- (2) 第16条の規定により特別勤務に従事する場合
- (3) 第17条の規定により転用勤務に従事する場合

(事件、事故等を認知した場合の措置)

第30条 地域警察官は、勤務中、重要な事件、事故等の発生を認知した場合は、通信指令課等にその概要を報告するとともに、直ちに現場に急行しなければならない。

(警棒の把持)

第31条 地域警察官は、夜間の警ら、立番等に従事する場合は、原則として、警棒を把持して警戒に当たるものとする。昼間においても、特に危険が予想される場合は、同

様とする。

(勤務記録)

第32条 地域警察官は、勤務及び活動の状況を記録しなければならない。

(案内図の掲示)

第33条 交番等においては、案内図を事務室の見やすいところに掲示するものとする。

第2節 交番等

(所管区)

第34条 所管区は、交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和34年岐阜県公安委員会規則第4号）に定める区域とする。

2 交番等の地域警察官は、前項の所管区において活動するものとする。ただし、第13条に規定する統合運用を行う場合は、ブロック内において活動するものとする。

(受持区)

第35条 署長は、巡回連絡等を担当させるため、所管区を区分して受持区を定めるものとする。

2 受持区を担当する地域警察官は、巡回連絡等を通じ、受持区の住民と密接な連絡、協力関係を保持するとともに、実態を的確に掌握しなければならない。

(所管区責任及びブロック責任)

第36条 交番等に勤務する地域警察官は、規則第17条に規定する所管区活動について共同の責任を持って、相互に連携し、任務を遂行しなければならない。

(警ら区、警ら要点等)

第37条 署長は、効果的な警らを実施するため、警察署の管轄区域を区分して、警ら区を定めるものとする。

2 署長は、警ら区ごとに事件、事故等の多発場所、警戒を要する場所等警察活動上必要な場所を警ら要点として定めるものとする。

3 前項の警ら要点には、特に必要がある場合に警ら表を置くことができる。

(警察官立寄所)

第38条 署長は、住民との良好な関係を保持するため、警ら区内の必要な場所に、警察官立寄所を設けることができる。

2 前項の警察官立寄所には、必要により、その表示をすることができる。

(巡回連絡の方法)

第39条 巡回連絡は、原則として昼間に行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、署長の承認を得て、おおむね日没後2時間以内に行うことができる。

2 巡回連絡に際しては、原則として、巡回連絡用名刺を交付し、今後の協力を依頼するものとする。

第3節 警ら用無線自動車

第40条 警ら用無線自動車に乗務する地域警察官（以下「乗務員」という。）は、機動

警ら中、交番等に立ち寄り、交番等の地域警察官と情報の交換をするなど常に連携して活動しなければならない。

(運行中の開局及び連絡)

第41条 乗務員は、運行中、移動局を常に開局し、開局及び閉局を通信指令課等に連絡しなければならない。

2 乗務員は、運行中、通信指令課等と連絡を密にし、所在を明確にしておかなければならない。

(駐留警戒)

第42条 乗務員は、機動警ら中、事件及び事故の発生状況等から必要があると認める場合は、駐留警戒を行うものとする。

(待機中の留意事項)

第43条 待機中は、事件及び事故の発生に備えて無線通話を傍受し、直ちに出勤できる態勢を保持しなければならない。

(警ら用無線自動車の一元的運用)

第44条 地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）は、事件・事故等の迅速的確な処理を行わせるため、必要と認めるときは、一時的に警ら用無線自動車を一元的に指揮統制することができる。

2 署長は、警ら用無線自動車の一元的運用に資するため、隣接署との連携にも配慮をして月間活動計画を策定し、翌月分を毎月20日までに通信指令課長に報告するものとする。

(準用)

第44条の2 第37条及び第38条の規定は、警ら用無線自動車の活動について準用する。

第4節 削除

第45条 削除

第5節 削除

第46条 削除

第6章 補則

(細目規定)

第47条 この訓令に定めるもののほか、地域警察官の活動等について必要な事項は、別に定める。

2 署長はこの訓令を実施するため、地域警察の運営について必要な細目を定め、本部長の承認を受けるものとする。これを変更するときも、同様とする。

附 則

この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 （平成2年4月25日岐阜県警察訓令第11号）

この訓令は、平成2年4月25日から施行する。

附 則 （平成2年12月25日岐阜県警察訓令第26号）

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 （平成3年3月5日岐阜県警察訓令第4号）

この訓令は、平成3年4月14日から施行する。

附 則 （平成4年8月1日岐阜県警察訓令第11号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 （平成5年3月30日岐阜県警察訓令第10号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年10月24日岐阜県警察訓令第16号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 （平成6年10月28日岐阜県警察訓令第18号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 （平成8年3月27日岐阜県警察訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月30日岐阜県警察訓令第16号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年3月11日岐阜県警察訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年7月23日岐阜県警察訓令第18号）

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月26日岐阜県警察訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年12月18日岐阜県警察訓令第27号）

この訓令は、平成29年12月22日から施行する。

別表（第9条関係）

勤務時間の基準

勤務種別	勤務日	勤務方法	基準時間
交番勤務	当番日 (15時間30分勤務)	立番 見張 在所 警ら 巡回連絡	1時間～3時間 1時間～2時間 3時間～5時間 6時間～8時間 2時間～4時間
	日勤日 (7時間45分勤務)	立番 見張、在所 警ら 巡回連絡	1時間～2時間 1時間～3時間 2時間～4時間 2時間～4時間
駐在所勤務	日勤日 (7時間45分勤務)	在所 警ら 巡回連絡	2時間～3時間 2時間～4時間 2時間～4時間
警ら用無線自動車勤務	当番日 (15時間30分勤務)	機動警ら 待機	8時間～12時間 4時間～8時間
	日勤日 (7時間45分勤務)	機動警ら 待機	4時間～6時間 2時間～4時間
<p>1 交番勤務の日勤日については、署情により特定の勤務方法により重点を置いた時間割り振りをすることができる。</p> <p>2 署所在地交番勤務について立番、見張の勤務をしないときは、上記勤務時間の基準で示した立番、見張の時間を適宜警ら及び巡回連絡に割り振ること。</p>			